



■2011年_第3回定例会（第3日目）一般質問（2011.09.12）

【題 目 及 び 要 旨】

1. 原発事故・放射能汚染について
 - (1) ガレキ並びに汚泥処理の方針、八王子の場合
 - (2) 保育園、学校の給食への対応
 - (3) 土壌調査、八王子の農業を守る
2. 災害と女性
 - (1) 災害対応に女性の視点
 - (2) 避難所運営について
 - (3) 要援護者への対応
3. 改正介護保険法の影響
 - (1) 何が変わる、どう変わる？！
 - (2) 八王子の課題
 - (3) 地域ケア体制と在宅医療のすすめ方

◎【30番陣内泰子議員】 きょう最後の一般質問です。陣内泰子です。

放射能関係の質問が続いております。なかなか市の対応に危機感が感じられず、これでいいのかととても心配をしております。

きょうの質疑において、八王子でも、線量の高いホットスポットがあるということが示されました。そのことから順番を変えて、土壌の問題、給食の問題を先に取り上げます。

そしてまた、通告してあります改正介護保険法の影響については、これまでの議論である程度明らかになってきたこともあり、時間の都合上、後日の課題といたします。

では、まずこの地図を見てください。これは、東京新聞9月7日朝刊に掲載された日本原子力研究開発機構が世界版SPEEDIで3月15日から16日にかけて拡散したセシウムの降下量の試算です。ここ、赤く記してあります。これが東京都。この約3分の1、西側、ここにまず1,000ベクレルから1万ベクレルの地区として、放射能のセシウムの降下があるとこの地図はあらわしています。この地図を見ると、まさにホットスポットの存在というものは、起こるべくして起こったと言えるのではないのでしょうか。

そしてまた、八王子、12カ所の空間線量も見てみました。本当に何度もさまざまな答弁の中で、安定をしているというような御答弁がありました。私も表をつくり、そしてグラフに直し、そしてじつとにらめっこしながら、本当にこれはどういうことなんだろうかというふうに考えてきました。そのような中で、八王子のこの12カ所の空間線量、安定的に推移をしているという御答弁が続いているわけですが、それでも0.1マイクロシーベルト以上の数値を示す回数が多いところ、少ないところというように、地区によって偏りがある。それが、やはり表にあらわしてみると明らかになってくるわけです。

でも、これが何を意味するのか、私はまだよくわかりません。誤差の範囲のことなのかかわかりません。ただ、自然放射能の影響が平均して 0.05 マイクロシーベルト毎時と言われていたことを考えると、0.1 マイクロシーベルト以上を測定で数えるところがあるということは、まさに原発による放射能放出が、ここ八王子においても確かに届いており、そして八王子市内においても、偏りが、幾つかのホットスポットがある可能性をつくっているということが言えるのではないかと思います。

また、このホットスポットに関しても、先ほど環境部長も、その他にもあり得る、そういうことは認識をされているわけです。だからこそ、何度も多くの議員が訴えています。さまざまな場所での測定が必要です。ホットスポットとなりそうな場所のチェックが必要です。どれぐらいの線量になっているのかはつきりさせる必要があります。子どもが遊ぶ校庭や砂場、小さな赤ちゃんが集まるところ、茂みや側溝などの場所、こういった場所の放射能測定を実施していただきたいと本当に切に願うわけです。

先ほど、掃除をすれば問題はないというような御答弁もありました。でも、はかって安心をするというほうがはるかに科学的な対応ではないでしょうか。また、砂場やじゅうたん、また掃除をできない場所、水がたまる場所、たくさんあります。そういったところの対応はどうするのか、問題があります。

さらに、私たちは、今、放射能と向き合いながら子どもを育てなければならない、育児をせざるを得ない、そういう環境の中で生活をしている。だからこそ、汚染マップ、そういうものをきちんとつくっていく必要があるわけです。そのことは、まさに今後、今の課題であり、その汚染マップをつくるためにも、さまざまな場所の測定が必要でありますので、何度もしつこい質問ではありますが、これについての対応を、お考えをお聞かせください。

そして、きょう午前中の審議の中で、学童保育所で測定された 0.256 マイクロシーベルト、これが測定されたということで、除染をされ、掃除をされ、そして数値は下がったということで、今のところ一応安心できるのですけれども、その評価、それについて岡部部長は 1 日 3 時間外にいて、そしてあと室内で過ごす、そのような設定の中で、この 0.256 マイクロシーベルトは、法令で定める年間 1 ミリシーベルトを超えるものではない、そのように答弁をされています。

しかし、今、幾つかの自治体で、千葉県野田市では、年間 0.19 マイクロシーベルト、それを空間の独自の線量とし、それ以上を超える場所に対しては対応をする。また、23 区でも足立区や練馬区、それは 0.25 マイクロシーベルト毎時、その数値が出たところに関しては除染をする、またこれは野田市ですけれども、0.3 マイクロシーベルトを超えた場所については立入禁止にする、そうやって各自治体、いろいろな評価をしているわけです。年間 1 ミリシーベルト、それを八王子の場合においては、どの基準において、この除染の対象にするというような基準もきちんと見ていく必要があります。でなければ、ホットスポットがありますと言っているだけで、何もその対応にはなりません。

ということで、先ほど岡部部長が示された 1 日 3 時間、そしてあと残りを室内で遊ぶ、そういう形で 1 ミリシーベルトを割ることによって出てくる毎時の値、それを八王子の除染というか、放射能測定の基準にするのかどうか、そのあたりについての御見解を教えてくださいたいと思います。

それと同時に、先ほど見せたこの地図、この地区は森林があります、畑があります、そし

て果樹園があります。この土壌が心配です。その土壌でつくられる作物も心配です。

そこでお尋ねいたしますが、農作物に関して、東京都ははかっているということですが、そのうち八王子の生産物、それは今まで何種類測定をされ、その結果はどうであったのかお答えいただきたいと思います。

八王子としては、今、積極的に地産地消を進めています。道の駅しかり、そして、この8月オープンをした小比企町の農作物直売所しかりです。大変人気を博している。つまり、八王子は野菜の生産地なんです。もちろん、学校給食にも使われています。今、小さなお子さんやお孫さんがいらっしゃる方々、学校にお子さんを通わせている方々などを中心に、食に対する不安、放射能汚染の心配が広がっているわけです。先ほども言及されたように、まさに6月議会で請願が全会一致で通っています。しかし、残念なことに、それについての具体的な取り組みが行われていない。心配でなりません。

そしてまた、具体的な対策を講じない、その理由として、今、この12カ所の空間線量、それが安定的であるということが言われております。また食品の検査も東京都で行われているだけなので、これでは到底安心できる材料が示されているとは言えません。先日、農作物直売所に行ってまいりました。そこの方とお話もしてきました。放射能検査の話は出ていませんか、そんなことをお聞きしてきたところです。話題にはなっているようですが、なかなか1つの企業体でできるものではない。JAなどとも協力してできないものかと話されてきました。道の駅には、八王子の農家の方100軒ほど、そしてまた農作物直売所では59件の農家の方、酪農家の方が、採れた野菜などを出荷しています。特に、道の駅は市が指定管理をお願いしているところでもあります。であるなら、なおのこと八王子の農作物の放射能測定を実施して、あわせて土壌検査もすることによって、八王子の農作物の安心を消費者にきちんと示していただきたいと思います。

これは、売る側の責任というものではないでしょうか。東京の野菜の1割が八王子産で、産地としての責任は重大であります。今、生協などもみずからの取扱商品の放射能測定を実施し、公表をし、組合員の安心に寄与しているところです。今なら、まだセシウムも地表表面にとどまっているとも言われておりますので、もし何らかの値が出て対策を講じなければならない、そのような場合でも、表面の除染、入れかえ等で対応できるのではないかと思います。

そこで、お伺いいたします。農家やJAなどと協力し速やかに八王子の農産物の土壌、お米などの放射能測定を実施していただきたいと思います。お考えをお聞かせください。農家の方も大変心配をされています。独自検査に踏み切られた方もいらっしゃいますが、個人で対応していくには費用的にもなかなか大変です。

次に、給食の対応です。給食食材の放射能測定についてです。これも多くの議員から出ています。市民の声を受けて、品目は十分とは言えませんが、今、多くの自治体が測定を始めているところです。しかし本市では、国や都での検査体制の取り組みが必要でありということで、実施に及んではいけません。もちろん、出荷段階での検査が必要であることは当然ですが、全量検査ができていない今、いろいろな機関でのチェックが必要であることは、今回の牛肉汚染問題で明らかになったと言えます。

実は、8月29日、東京都教育委員会教育長並びに生活文化局長名で、文部科学大臣あてに安心・安全な学校給食の提供及び幼児、児童生徒の健康影響に関する緊急要望、そのよう

な要望が出されています。この中で、都の教育委員会は、放射能物質にかかわる検査体制の整備がいまだ十分に示されていない、そういうことを指摘をしているわけです。教育長は、食材の安全は担保されつつあると御答弁されておりますが、これが実態であります。このような現状の中、国や都の取り組み強化が必要と言うだけでは、何ら市民の安心にもつながりませんし、また文部科学省では、関係部署や自治体などがはかった測定値を一元化するという報道もされているところですが、まさに、いろいろなところではかっていくことが求められているのは明らかではないでしょうか。給食食材の放射能測定の実施についてのお考えをお聞かせください。

次に、産地の表示です。産地の表示に関しては、公表をしている、そのような話でありました。しかし、これに関しては、それぞれ、小学校の場合では学校で対応というふうになっています。中学校では、教育委員会で回答というふうになっています。しかし小学校の場合でも、問い合わせれば教えます、見に来ればお見せしますという対応になっているところが多いように聞いています。毎日のことです。そして、今、食材の放射能測定がなかなか実施されない、そのことを受けて、先ほども出ていたように、産地の表示を求める声も大変大きくなってきております。そこで、ぜひ各学校のホームページ、この検収表を使って、どういう産地のものでしたよ、そのような公表をぜひしていただきたいと思っております。お考えをお聞かせください。中学校のデリバリーランチも、同様にホームページでの公表を求めます。対応をお聞かせください。また、同じく公立保育園も同様です。また、さらに私立保育園、幼稚園に関しても、産地の公表等について保護者からの要望等があった場合には、きちんと丁寧に対応していく、ホームページの公表など、市の取り組みと同じような対応ができるよう働きかけていただきたい、これについていかがでしょうか。

次に、弁当持参、水筒持参についてであります。弁当持参については、先週の他の議員の質問で、一義的には給食を食べていただきたい。でも、それでもということであれば、各学校で相談といった趣旨の御答弁でした。つまり、教育委員会としては、給食を食べることを強制することはできないという判断でいらっしゃると思っております。しかしながら、8月29日のAERAの72自治体給食安全調査、これがAERAで調査されたわけですが、それに答えて、八王子のところには、弁当持参バツと表示されているんです。十分に教育委員会の立場が伝わっていないと言えますし、保護者に誤解を招くこととなります。

また、現実的に学校に相談したら、教育委員会から弁当持参はだめだというお達しが来ているといった話も伺っています。つまり、現場での対応では、責任の所在がはっきりせず、混乱の原因にもなります。そこで、ぜひ、ホームページに、弁当並びに水筒の持参について、ぜひ教育委員会の見解を載せていただきたい。

ここに、船橋市のホームページであります。ちょっと読ませていただきます。船橋市は、9月からの学校給食の対応についてと題し、放射性物質による食への不安が高まっていることから、市は、市立小学校、中学校並びに特別支援学校における9月からの学校給食の対応について、以下の内容で各学校長に依頼をし、船橋市ホームページ及び広報ふなばし9月1日号に掲載いたしますのでお知らせいたします。1、学校給食の食材は、これから収穫される米や果物等を含め、日々、最新の情報を確認し、安全な食材を調達するよう納入業者に依頼をする。2、牛肉は安全性が確認でき、市教育委員会からの指示があるまでは使用を自粛する。3、使用食材の産地等はいつでも保護者に説明及び公表できるようにする。各学校の

ホームページ等を有効活用をする。4、弁当や水筒の持参を希望する保護者に対して、その意思を尊重する。

これを読んだある保護者の方は、こういった公表をしたからといって、弁当持参が極端にふえるとは思えない。でも、親が心配しているということを知ってもらえてほっとする、そんな感想も述べていました。保護者の心配は、放射能の内部被曝の影響が小さい子どもほど大きく、また今すぐ何らかの影響があるということではなく、何年か後に出るかもしれない、累積積算内部被曝の見えない影響とずっと向き合っていかなければならないからです。放射能の影響にしきい値がないのですから当然です。少しでも、子どもたちに汚染の少ないものと思うのが親の願いです。

しかも、日本の暫定基準値、とても容認ができない緩いものになっています。週刊金曜日、6月10日号に掲載された日本と世界の基準値の違い、それに基づいて説明を少しいたします。今回の事故は、チェルノブイリ事故同様のレベル7となっています。一部には、まだ収束していないことから、それ以上という声もあります。ベラルーシの食べ物の基準は、子ども基準で37ベクレルパーキログラムです。ウクライナの野菜の基準は、40ベクレル。ベラルーシでは100ベクレルになっています。日本のこれまでの輸入品規制値が370ベクレルパーキログラムでした。そして、この事故があつて、それをより引き締めるのではなく、逆に、より緩めるという形で暫定基準が決められ、日本の野菜のセシウム137は何と500ベクレルパーキログラムになってしまいました。何とウクライナの120倍。これが、今の現状です。弁当や水筒を持っていくのは、子どもにとっても大人にとっても大きなストレスです。しかし、少しでも食物からの内部被曝を抑えたいということで持たせたい保護者の方もいらっしゃいます。ぜひ、こういった保護者の申し入れ、申し出に対してきちんと向かい合っていたいただきたい。

そこでお尋ねですが、今、紹介した船橋市、また町田市のご弁当持参、大丈夫よというようなことをホームページに載せているんですが、このようにホームページ等で、教育委員会の立場として食べてもらいたいけれども、弁当を持参するのも尊重する、こういったメッセージを明確に送っていただきたい。お考えをお聞かせいただきたいと思います。また、弁当持参の場合、学校等で子どもたちが必要以上にストレスを抱えたり、いじめの対象にならないよう、教員の方々への理解、配慮もお願いしたいと思います。

次に、災害がれき、汚泥焼却灰についてです。きのうで3.11東日本大震災並びに福島第一原発事故から半年になります。私も、福島、宮城県の被災地を歩かせていただき、多くの方々の懸命の作業によって一時的な混乱期を脱したとはいえ、放射能汚染とどう闘っていくのかということを見据えながらの長期的な復興の見通しが大変厳しい状況にある、そんな現地に立ち、この震災の深刻さに言葉がありません。何ができるのか、どんなことができるのか思い悩む日々です。

復興に向けて基本とすることは、放射能の実態を正確に把握し、認識する、子どもへの影響を少しでも少なくする、また放射能の人為的拡散をさせない、これが大事なことだと考えます。

しかし、今、大量に出て一時仮置場に山積みになっているがれき、災害がれきの処理をめぐって、全国規模で、焼却処理をしようとして大きな問題になっています。東京都でも、早々と受け入れる方向を示し、また全国の自治体向けに受け入れ意向調査なども行われていると

ころです。

八王子に関して言えば、発電装置のある戸吹清掃工場での受け入れということが考えられるわけですが、市としてのお考えをお聞かせください。

まず、受け入れる前に、この災害がれきが放射能汚染されているかどうかの検証の必要性、このことについてどうお考えでしょうか、お聞かせください。

そして、放射能汚染をされている場合でも、受け入れるのかどうか。また、その受け入れる基準ですね、これについて、環境省はどのように説明をしているのかお示してください。

また、国が定めていないとしたら、八王子としてどのような基準を考えているのか、その考えをお示しいただきたいと思います。受け入れに対する八王子の基本的なお考えをお示してください。

次に肉牛問題で、野外に放置された稲わらが高濃度に放射能で汚染されていたということを考えるならば、仮置場に放置されて置かれていた、この災害がれきも同様ではないか、その心配があります。その基本的な考え方ですが、放射能を燃やすと一体どうなるのでしょうか。微細なちりとガスになると専門家が指摘していますが、ごみ焼却場の煙突から放射能のちりやガスが放出されると、周辺住民はそれを吸い込み、内部被曝がもたらされ、2次被害につながるおそれはないのでしょうか、教えてください。

次に、今までこの放射能に関する法律の体系は、このようなことの想定を、放射能が大量に放出されるということを想定してのものではありません。環境基本法第13条では、原子力基本法及び関連法律で定めるとしています。また大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染防止法、廃棄物処理法、この環境関連法、いずれも適用外になっています。

そのような中で、今、この基準として原子炉を廃炉にするときに放射能廃棄物あるいは放射能汚染物であるかどうかを区別するために、年間10マイクロシーベルト、これは目安として放射性セシウム合計100ベクレルパーキログラム程度をクリアランスレベルとして原子炉等規制法で定めています。つまり、それによると、放射性廃棄物や汚染物については、この100ベクレルパーキログラム以下なら、一般廃棄物として処理、利用できるということになっているわけです。もちろん、この基準そのものについても、問題だという批判もあるわけですが、これが現状の制度になっています。

そこで、お伺いいたします。八王子で受け入れる場合、もし仮に受け入れるとした場合、この基準をどう取り扱うのか見解をお聞かせください。

そして、また今、国は8,000ベクレルパーキログラム以下なら埋め立ててもいいという方針を出していますが、その根拠はどのようなものでしょうか。

またさらに範囲が緩められて、10万ベクレル以下のものについても、適切な屋根がある、排水の処理ができていて、そのような条件のところであれば、これも埋め立てていいというようなことも報じられています。私は、大変な危険を感じているところです。

次に伺いいたします。三多摩の場合、この埋め立てられた焼却灰は日の出の最終処分場に運ばれ、エコセメントとして再利用されます。つまり、8,000ベクレルパーキログラム以下の焼却灰を埋め立てていいということは、三多摩の場合、エコセメントとして、またそれを市場で使ってもいいということになります。エコセメントの安全性は、どのようになっているのでしょうか。

次に、汚泥焼却灰についてです。これも、きょうの午前中の審議でいろいろありました。

そのような中で、私は、この汚泥の問題、午前中の鈴木議員が質問した、つまり燃やす前の汚泥に含まれるベクレル量と、燃やした後の灰に残るベクレル量のこの差、これはどこへ行ってしまったのでしょうかという質問にきちんとお答えになっていません。改めてお聞きしたいと思います。そのときには、データの信頼が置けない、水にも出ていない、捕捉されているという答弁でしたが、では一体どこに行っているのでしょうか。

実は、江東区の江東こども守る会、ここが汚泥焼却所周辺の土壌調査を6月に行いました。神戸大学大学院の放射線計測学の専門である山内知也教授と一緒に実施をしたわけです。それによると、1平方メートル当たり23万ベクレルのセシウムが検出され、そして、これは放射線管理区域からの持ち出しが制限される汚染基準の約6倍というものとコメントが出ています。山内教授は、値が高い地域の位置と風向きを考慮すると、下水を通じてプラントに集まった放射性物質が、この下水汚泥の焼却処理過程で再び大気中に放出されている可能性が高いとコメントをしているところです。この会は、プラントの稼働停止と調査を都に要望しているところです。

このように、周りの放射線量、それがどのようにになっているのか、今、敷地内は4ヵ所測定されていますが、さらに広げて煙突付近、また周辺土壌、それをきちんと計測をしていく必要があると思いますが、これについてのお考えをお聞かせください。

以上、これで1回目の質問を終わります。

◎【水野淳議長】 環境部長。

◎【岡部正明環境部長】 私のほうからは、放射能に関連して御答弁をさせていただきます。

まず汚染マップの作成についてという御質問ですけれども、先ほど来、御答弁をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、現在、空間放射線量の測定数値、安定をしているということから、今後も測定に関しましては現行の測定方法を継続をしていきたいというふうに考えております。したがって、汚染マップについても、同様に作成する考え方はございません。

それから、本日の他の議員からの御質問の中で、学童保育所で、市が測定をした測定値、0.256についての答弁の内容が、市としての基準なのかという御質問であります。これにつきましては、仮にということで、毎日、その場所で3時間、同一人がそこにいた場合、自然放射線量を除いて数値を計算するという条件のもとで、年間の被曝量が0.4ミリシーベルトになるということで御答弁を申し上げました。これは、先ほど申し上げましたように、同一人がその場所で3時間いるという条件のもとでの計算でございまして、この被曝量というものが、平常時の放射線量の指標の年間1ミリシーベルトに対してどの程度になるかということをお答えを申し上げましたもので、市としての基準を示したということではございません。

◎【水野淳議長】 産業振興部長。

◎【小林隆宣産業振興部長】 農産物の検査についてでございます。

八王子の農産物の放射能検査につきましては東京都が実施しておりまして、これまでに、出荷前の農産物10品目について検査をしました。その結果、放射性物質は検出されないか、

暫定規制値を大幅に下回る結果でありまして、現段階では、市独自で検査する必要はないものと考えております。

また、農地の放射能検査ですけれども、農作物の検査結果から、農地の土壌検査も実施する考えはございません。

◎【水野淳議長】 学校教育部長。

◎【坂倉仁学校教育部長】 私からは、給食に係る放射線対応についてお答え申し上げます。

まず、給食の食材についてですが、食材の選定に関しては、厚生労働省が公表している食材検査のデータ等を参考に、食材納入業者との連携を密にしながら、産地等にも十分配慮の上で安全・安心な食材の購入に努めているところでございます。

また、各学校において検収表に産地等の情報を記入して管理しており、問い合わせに対してお答えするほか、小学校においてはホームページまたは給食だより等を使って産地を公表しております。中学校では、市の委員会事務局においてホームページで公開しているところでございます。

次に、市独自の食材の独自検査についてでございますけれども、安全・安心な給食食材の調達のためには、最終消費段階である納品の場合ではなく、多種多様な食材が広く市場に流通する前段階での正確・確実な検査が必要であり、国、都に加えメーカー独自による継続的により多くの食材を検査していく取り組みが重要であると考えているところでございます。

家庭からの弁当の持参についてでございますが、小学校給食には、子どもたちに栄養バランスのとれた食事を提供し、食育を推進するという大事な役割がございます。現在、八王子市においては、アレルギーをお持ちの方には、別メニューで除去食の提供も行っているところでございまして、安全・安心への取り組みを含め、質問者も含めて高い評価をいただいている学校給食でございますので、第一義的には給食を食べていただくものと考えております。弁当の持参については、児童の学校生活全般も考慮した中で、校長判断で、学校における個別の対応、相談は可能とは考えておりますが、さきに述べた理由から、現時点では、ホームページ等に弁当持参について掲載することは考えていないところでございます。

◎【水野淳議長】 こども家庭部長。

◎【菊谷文男こども家庭部長】 私のほうは、保育園の給食への対応につきまして御答弁申し上げます。

まず、公立保育園の給食の対応でございますが、産地につきましては、学校教育部と同様、十分配慮いたしまして、安全・安心な食材の購入に努めております。

次に、民間保育園につきましては、各園個々の対応となりますが、市での取り組み状況について、随時、情報提供を行うとともに、適宜、個別に相談を受ける中で状況の確認をいたしております。

今後も、引き続きまして個別に対応しながら、保護者の不安を解消できるようアドバイスをしてまいります。

◎【水野淳議長】 清掃事業担当部長。

◎【渡辺孝清掃事業担当部長】 被災地のがれきの受け入れについての御質問でございます。

まず、八王子市のほうで受け入れるかどうかにつきましては、現時点では決定しているわけではございません。仮に受け入れるとした場合ということでお答えをさせていただきます。

まず受け入れの基準といたしましては、焼却をした後の灰の放射能レベルが8,000ベクレル以下であるということが1つの条件になります。今、私どもで聞いている話としては、被災地から船あるいはトラックで東京湾へ運んでくる。そこで1回陸揚げをして、そこでまず放射能レベルを測定し、試験的に焼却をしてみるということです。そこで出てきた灰を測定した中で8,000以下になるということを確認できたときに、初めて23区あるいは多摩地域の工場に運搬をし、焼却をするというような流れでいきたいということを伺っておるところでございます。

それから、焼却した場合の危険性ということで拡散のお話が出てまいりました。いわゆる八王子のごみから出る放射能も被災地から出る放射能も基本的には同じだというふうに考えております。現在の焼却施設、工場では、燃焼管理の徹底と適切な排ガス処理が行われておりますので、有害物質を大気中に排出するということとはございません。そういうことができる技術が、もう確立されているというふうに考えております。

ですから、今回の放射性物質についても同じように、この排ガス等処理施設で、飛灰として安全に回収されるということは国からも示されたところでございます。現実には排ガスにつきましても、八王子の工場、2つの工場で測定をいたしましたけれども、不検出という結果になっておりますことから、焼却場による拡散及び周辺環境への影響はないというふうに考えております。

それから、クリアランスレベルの重視に関する御質問がございました。人の健康に対するリスクが無視できる目安の値ということで、年間10マイクロシーベルトという基準が示されているところでございますけれども、国の調査結果からは、通常の焼却灰と放射能濃度の値というのは大きく変わらないというふうに確認をしておりますので、災害廃棄物を処理し、それを私どもの多摩地域ではエコセメントですけれども、エコセメント化してもクリアランスレベルは確保できるというふうに考えております。

それから、最後にエコセメントの製品の安全性でございまして、既に多摩地域の焼却灰を使った製品もつくり、出荷もしていると。その製品の測定も実際に行っております。結果としては不検出ということになっておりまして、2次製品となったとしても、生活環境あるいは人体への影響はないというふうに考えております。

◎【水野淳議長】 水循環部長。

◎【穴井誠二水循環部長】 下水汚泥焼却灰についてお答えいたします。

午前中にもお答えいたしましたけれども、脱水汚泥と焼却灰の物質抽出についてですけれども、これを計算するためには非常に不明確な要素が多くありまして、計算することは全く不可能というふうに考えております。そもそも、試算されました計算根拠であります濃度の平均値と汚泥量の平均値を掛けても、全く実態と違った結論になってしまいます。どこに行

ったかとの質問に答えていないということでございますけれども、外部には放出されていないというのが見解でございます。

続きまして、測定の充実についてでございますけれども、処理場敷地境界4ヵ所での空間放射線量の測定や排ガスについて分析中であり、適切なモニタリングを実施していることから、隣接地域の空間放射線量や土壌調査を実施する考え方はありません。

◎【水野淳議長】 第30番、陣内泰子議員。〔30番議員登壇〕

◎【30番陣内泰子議員】 御答弁をいただきました。なかなか厳しい、前向きな回答が出てこない、取り組みがなされないというのが感想でございます。

この弁当のことについて。これは、今、個別に対応する、そういうお返事でした。これは、今までも何度もいろいろな事例の中で伺ってきているわけで、直接お伺いするとそのようにおっしゃるわけですが、現場では、校長先生に相談をする、そういう中でなかなか、教育委員会から、だめと言われていて、先ほども紹介いたしました、そのような形で相談に乗ってもらえない、そんなケースが見聞きされているわけです。だからこそ、きちんと市の教育委員会としての態度、それを公表する必要があると思います。弁当を尊重しますよ、そこまで書けなくても、こういう立場であるから、何かある場合にはきちんと学校と相談するように、学校は相談に乗りますよ、そういう姿勢を見せていただきたいと思います。そういう中で、保護者の心配、それは少しずつでも取り除かれていく、よりいいコミュニケーションもできてくるのではないかと思うわけで、このことについて、しつこいようですが、もう1回、再度の御答弁をお願いしたいと思います。

学校給食の食材だけでなく、市の農産物の独自検査も独自に取り組めない状況であります。先ほど、学校の給食食材をはからない理由として、生産地のところでの責任に言及されました。であるならば、八王子は、八王子産の生産物、野菜に対してきちんと出荷する前にはかかっていく、その姿勢も必要ではないでしょうか。そういった取り組みが感じられないことでありますので、これについても、ぜひ学校給食の立場と産業政策の立場、それにおいて考えが違ふということのないように、改めてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そのような中、8月8日に消費者庁が食品中の放射性物質を測定する自治体に検査機器を無償で貸与する方針を明らかにした、この新聞記事が載っています。すぐに担当のほうにお伺いし、また消費者庁にも伺ったところであります。

これは、実際の貸し出しは国民生活センターで行い、国からの交付金のうち10億から20億円をかけて検査機器を購入あるいはリースをする。そして、希望する自治体に無償で貸与するという内容であります。食品の放射能汚染を心配する声が消費者から上がっているための取り組みということです。いい機会です。八王子としても、積極的にこの消費者庁の事業に手を挙げ、借り受けて測定を始めていただきたいと思います。

国民生活センターからは、どういう内容が示されているのでしょうか。なかなか、今、機械が調達しにくい、そういう状況になっています。そのような中ではありますが、新聞記事によるならば、10月からも実施したい、そのような話もあるようです。八王子は、先ほども触れました、繰り返しになりますが、地産地消を進め畑も多く多品目の野菜をつくり、そ

して東京都の1割の野菜を生産する野菜生産地でもあります。また、そのことを積極的に市のPRポイントにもしています。学校給食でも使われています。この事業、八王子の野菜をきちんと八王子ではかっていく、その取り組みを示していただきたいと思います。

また、この取り組みに関しては、消費者センターにも、市民からぜひ取り組んでほしいといった声も届いていると聞いています。また、この事業は、小金井の放射能測定室、ここは25年前のチェルノブイリのあの事故以降、市民と行政が一緒になり、そして食品の測定を行う、実際に食品測定を行っているのはボランティアの市民の方が行っている。それを25年間、ずっと続けてきている、そのような取り組みがあります。そこに、この消費者庁は見学に行ったそうです。今、市民との協働、それが言われているわけですが、そういった市民との協働実施を視野に入れての取り組みということも聞いております。八王子は、まさに市民協働を進める方針も進めているところです。この取り組みについて、ぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、災害がれきの問題です。これは、本当に大変悩ましい問題です。今のところ、戸吹の清掃工場では受け入れる予定ではない、予定を立てていない、方針を立てていない、そのようにお伺いしました。まさに、これは受け入れる、受け入れない、いろいろな状況があります。でも、あのがれき、あれを何とかしなければならない。きっと、だれもがそう思っているところです。しかし、被災地からなくなればいいのか、燃やして見えなくなればいいのかということでは済まないのが放射能汚染の問題です。

そして、今の国の考えは、食品の暫定基準などと同様に、当面の困難を解決するために基準をいとも簡単に変えていく。それも、十分な検証や情報公開が行われないうままに崩壊的に対処しようとしています。水俣病公害問題を初めとする1つをとっても、問題なしとするところから被害の拡大を招いていったと言えるわけで、まず現状をしっかりと認識をする。そして、がれきの放射線量がどうなっているのか、これが肝心です。

先ほど、受け入れのやり方の説明がありました。燃やした灰、それが8,000ベクレル以下であれば受け入れるというお話でありました。でも、燃やした後の問題ではありません。つまり、幾らでもこの灰は他の一般ごみと一緒に燃やせば、またがれきを入れるのを少なくすれば、幾らでもその重量、また密度を減らすことはできるわけです。灰ではなくてそのものがどれだけの放射能値になっているのか、そのことをきちんとはかる、それがまたクリアランスレベルを適用するのかしないのか、その判断にもなると思っています。

山形県は受け入れを表明しています。その場合、埋め立ては400ベクレルパーキログラム。そして焼却に関しては200ベクレルパーキログラムとしています。この値が高いのか低いのか。もちろん、環境省よりは低いのは確かですが、これがいいのかどうかわかりません。でも、このように受け入れる基準、それをきちんと入口のところでしっかりとつくっていく、その姿勢が必要ではないかと思っています。

また、放射能に汚染されたものを一般廃棄物、一般焼却炉で燃やし続けることに本当に、今、バグフィルターで取れるという御説明がありましたが、やはりその実証研究、ありません。またバグフィルター、壊れる、破損をする、目詰まりをする。つまり放射能を捕捉するようにはできていないわけですから、さまざまな問題が出てきます。

また、放射性物質を燃やすことによって煙突の内部に付着をする、そういうこともあります。交換のときの問題、バグフィルターの交換や炉の解体、そのときの放射能対策をどうす

るのか、そういったことも考えて対応をしなければならないと思っております。

だからこそ、私は、ぜひ、環境省が何と言おうとも、クリアランスレベル 100 ベクレルパーキログラム、この基準をしっかりと守ること、そしてまた受け入れる場合においても、周辺住民の方々へのしっかりとした説明がなければならないと思っております。

そして、先ほどエコセメントについての問題がないとしてありますが、水と一緒に出ていることは確かです。そのエコセメントの管理台帳はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

これで2回目の質問を終わります。

◎【水野淳議長】 学校教育部長。

◎【坂倉仁学校教育部長】 給食について、2点お答え申し上げます。

質問者は、かつて、自校方式の本市小学校給食について極めて高い評価をなされたわけで、中学校についても、弁当との選択ではなくて全員選択方式にせよとの御提案もなされたわけでございます。

そうした意味では、強制か否かの論議ではなく、小学校給食は原則的には食べていただくものととらえています。ただし、校長から給食に対する心配等から学校生活に大きな影響を及ぼすといったような際には、極めて例外的対応も考えられるという考え方でございます。

また地産地消と食材検査の関係でございますが、国、都、市町村には本来の役割分担があるところであり、八王子産の食材も含め、東京都の検査を前提とする産業振興部長答弁と、原則的に最終消費地ではなくて出荷時点で出すという私の答弁は矛盾するものではございません。

◎【水野淳議長】 清掃事業担当部長。

◎【渡辺孝清掃事業担当部長】 エコセメントの管理状況についての御質問がございました。二ツ塚にあります東京たま広域資源循環組合のほうでは、あのプラントがございましたけれども、そのいわゆる排出ガス、空間線量あるいは製品の放射能レベルを定期的に、月1回は測定するというふうに聞いておりますけれども、定期的な測定をし、数値の安全を確認しているという状況でございます。

◎【水野淳議長】 生活安全部長。

◎【荒木紀行生活安全部長】 放射性物質の検査機器の貸与等につきましては、委員のおっしゃるようにならぬという情報が来ております。ただ、現状の中では、具体的にどのような時期でということにつきましては、今週末に担当の東京都において、課長会において説明を受けて、その内容が、今後明らかになるという現状でありまして、現在、こういった形の機器の貸与、またどういう方向によるかというところは、まだ明確に示されていないところでございます。

◎【水野淳議長】 第30番、陣内泰子議員。 [30番議員登壇]

◎【30番陣内泰子議員】 最後です。

今、消費者センター担当の部長から、消費者庁の貸し出しについて御説明がありました。もっと積極的に、消費者行政を担う担当として、このような事業がある。それに関して、じゃあ、八王子としてどうするのか。積極的に受け入れていくのか、受け入れていかないのか、その姿勢を聞きたかったわけです。ぜひ、そのお答えをいただいて、これで私の質問を終わります。

◎【水野淳議長】 生活安全部長。

◎【荒木紀行生活安全部長】 全体の先ほどの答弁の中で、機器の貸与等につきましては、私のほうを通じて、各所管のほうには、今後、投げかけていきたいと思います。ただ、現在の中では、詳細を確認した上でないと、これにつきましては、その情報等を収集していくという段階で、現在のところでは答弁をさせていただきたいと思います。

◎【水野淳議長】 第30番、陣内泰子議員の質問は終了しました。